

伊仙町 タブレット端末 保護者向けFAQ

	質問内容	回答
1	タブレット端末の利用に金銭的負担はありますか	今回のタブレット端末は、国からの補助を活用し、町が整備しています。そのため、タブレット端末やソフトウェアの使用に係る費用負担は生じません。ただし、家庭に持ち帰った際の電気代や通信費用は、家庭で負担していただくこととなります。
2	タブレット端末は誰の所有になりますか	町が所有するタブレット端末を貸与することになります。
3	タブレット端末は毎日持ち帰りますか	令和3年度から中学生及び小学4～6年生について、1週間のうち複数回持ち帰ることを想定しています。小学1～3年生は、適宜判断してまいります。
4	端末に不具合が出た時はどうすれば良いですか	まずは学校に連絡してください。学校と教育委員会で必要な対応を調整します。
5	端末が故障した場合の修理代はどうなりますか	故意の過失でない限り、補償の範囲内で修理することが可能です。但し、故意の過失で故障した際は、その都度、学校や町と協議し、負担金額等を決めます。
6	タブレット端末はいつ返却することになりますか	市外への転校等がない限り、中学校を卒業するまで継続して利用し、卒業時に返却していただきます。
7	タブレット端末が古くなれば、再度、新しいものを市から貸与されますか	国の想定では、将来的にBYOD(自分自身で用意する)も視野に入れていることから、次回入替時の全国的な状況も背景に判断していくこととなります。
8	OSは何ですか	Windowsです。
9	タブレット端末にはフィルタリングがかかっていますか	フィルタリング等のセキュリティ対策を用意しています。SNSやチャット等は利用できないよう、制限してあります。
10	タブレット端末を持ち帰った際に、家庭にインターネット回線がない場合はどのような利用が可能ですか。	文書の作成や写真撮影などのインターネット環境を必要としない学習は可能です。
11	町から無料のWi-Fiの貸し出し等はないですか	現在はありませんが、今後検討していく予定です。長期休業中などは、公民館等でネット環境のもとで学習する場を提供します。
12	家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか	家庭にインターネットへ接続する環境がなければ、今後整備を検討していただく必要があります。保護者のスマートフォンのデザリング機能等を使って接続することも可能ですが、契約によって通信料等が変動する恐れがあるので、ご確認ください。